

公益財団法人 徳島県林業労働力確保支援センター定款

平成25年4月1日 制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、林業の担い手である林業労働力の育成確保を行うことにより、徳島県における森林の造成整備と公益的機能の強化を図り、もって山村地域の振興及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業担い手の育成・確保に関する事業
- (2) 林業事業体の育成強化に関する事業
- (3) 林業労働者の募集に関する事業
- (4) 研修の実施に関する事業
- (5) 情報の収集提供に関する事業
- (6) 調査研究及び啓発活動に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、徳島県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければ

ばならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員6名人以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその議員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15条の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員に対して、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第38条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の代表理事は伊藤晴夫、業務執行理事は西條浩三とする。

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	利付国庫債券 5億円

平成25年4月1日

当法人の定款に相違ない。

公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センター
代表理事 伊藤 晴夫

第2号議案 新公益法人移行に伴う定款の変更について

変 更 案	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>公益財団法人 徳島県林業労働力確保支援センター定款</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、<u>公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターと称する。</u></p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、<u>主たる事務所を徳島県徳島市に置く。</u> (削る)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 目的及び事業</u></p> <p>(目的) 第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>林業担い手の育成・確保に関する事業</u> (2) <u>林業事業体の育成強化に関する事業</u> (3) <u>林業労働者の募集に関する事業</u> (4) 研修の実施に関する事業 (5) 情報の収集提供に関する事業 (6) 調査研究及び啓発活動に関する事業 (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業 2 <u>前項の事業は、徳島県において行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 資産及び会計</u></p> <p>(基本財産) 第5条 この法人の<u>目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。</u> 2 <u>基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要す</u></p>	<p style="text-align: center;">財団法人 徳島県林業労働力確保支援センター<u>寄附行為</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、<u>財団法人徳島県林業労働力確保支援センターという。</u></p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、<u>事務所を徳島県徳島市かちどき橋1丁目4番地に置く。</u> 2 <u>この法人は、理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</u></p> <p>(目的) 第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>森林組合の育成強化に関する事業</u> (2) <u>林業労働者の募集に関する事業</u> (3) <u>林業就業促進資金の貸付に関する事業</u> (4) <u>林業機械の貸付に関する事業</u> (5) 研修の実施に関する事業 (6) 情報の収集提供に関する事業 (7) 調査研究及び啓発活動に関する事業 (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 資産、事業計画等</u></p> <p>(資産の構成) 第5条 この法人の<u>資産は、次に掲げるものをもって構成する。</u> (1) <u>財産目録に記載された財産</u> (2) <u>寄附金品</u> (3) <u>事業に伴う収入</u> (4) <u>資産から生ずる収入</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>る。</p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(条文削除)</p> <p>(事業年度) 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(5) その他の収入 (資産の種別) 第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) この法人の設立の際、基本財産として特別に管理することとされた財産 (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産 (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p> <p>(資産の管理) 第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。</p> <p>(基本財産の処分制限) 第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれの現任構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、徳島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。</p> <p>第9条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。</p> <p>(事業計画及び予算) 第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度始前に理事会の承認を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(事業報告及び決算) <u>第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。</u> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定) <u>第9条 理事長は、公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。</u></p> <p>(条文削除)</p>	<p>(事業報告、決算及び財産目録) <u>第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得て、徳島県知事へ提出しなければならない。</u></p> <p>(長期借入金) <u>第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において現任理事の3分の2以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、徳島県知事の承認を得なければならない。</u></p> <p>(会計年度) <u>第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第4章 評議員</u></p> <p>(評議員) <u>第10条 この法人に評議員6名人以上10名以内を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 役員及び職員</u></p> <p>(役員の種別及び選任) <u>第14条 この法人に次の役員を置く。</u> (1) 理事長 1人 (2) 副理事長 1人 (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）6人以上10人以内 (4) 監事 2人 2 理事及び監事は評議員会において選任する。 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。</p> <p>(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族</p> <p>ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ハ 当該評議員の使用人</p> <p>ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者</p> <p>ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの</p> <p>(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。</p> <p>イ 理事</p> <p>ロ 使用人</p> <p>ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <p>ニ 次に掲げる団体においてその議員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p> <p>(任 期)</p> <p>第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。</p> <p>2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は徳島県知事に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。</p> <p>(任 期)</p> <p>第16条 役員は、この法人を代表し、業務を統括する。</p> <p>2 役員は、再任されることのできる。</p> <p>3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するま</p>

改 正 案	改 正 前
<p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>(条文削除)</p> <p>(評議員に対する報酬等) 第13条 評議員は無報酬とする。 2 評議員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。</p> <p>(条文削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 評議員会</p>	<p>ではその職務を行わなければならない。</p> <p>(役員 の 解任) 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、それぞれの現任構成員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等) 第18条 役員には報酬を支払うことができる。 2 役員には、費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める。</p> <p>(事務局) 第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。 5 この法人の事務所には、民法第51条第1項に規定するもののほか次に掲げる書類を備えて置かなければならない。 (1) 寄附行為 (2) 許可及び認可に関する書類 (3) 登記に関する書類 (4) 役員の履歴書及びその就任の承諾を証する書類 (5) 民法及び寄附行為に定める議決機関の議事録 (6) 資産及び負債に関する台帳 (7) 現年度及び過去3年間の収入支出に関する帳簿及び証処書類 (8) 過去2年間の各年度末における財産目録及び収支決算書 (9) 現年度の事業計画及び収支予算書 (10) その他必要な帳簿及び書類</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 理事会</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(構成) 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p> <p>(権限) 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任及び解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。 3 理事長は、評議員に対して、評議員会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>(議長) 第18条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。</p> <p>(条文削除)</p>	<p>(理事会の構成) 第20条 理事会は、理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。</p> <p>(理事会の権能) 第21条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。</p> <p>(理事会の開催) 第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき (2) 現任理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき</p> <p>(理事会の招集) 第23条 会議は、前条第3号の場合を除いて、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事長は、理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに理事に通知しなければならない。 4 前項の規定は、監事が理事会を招集する場合に準用する。この場合において、同項中「理事長」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。</p> <p>(議長) 第24条 理事会の議長は、理事長が当たる。ただし、やむを得ない理由により出席できないときは、理事会において議長を互選する。</p> <p>(理事会の定足数) 第25条 理事会は、その現任構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(決議)</p> <p>第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(議 決)</p> <p>第26条 理事会における理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるものはか理事会に出席し構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p>
<p>(決議の省略)</p> <p>第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第27条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の書面は、理事会開催の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。</p> <p>3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。</p>
<p>(報告の省略)</p> <p>第21条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>	
<p>(議事録)</p> <p>第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) その理事会に出席した構成員の氏名（前条の規定により書面による表決をした者及び表決を代理した者については、その旨を付記すること。）</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要及びその結果</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2 前項の議事録には議長のほか、出席した評議員のうちから選任された議事録署名人1名以上が記名押印する。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 役員</u></p> <p>(役員設置) <u>第23条 この法人に、次の役員を置く。</u> (1) 理事 6名以上10名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員選任) <u>第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</u> 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(理事の職務及び権限) <u>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u> 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限) <u>第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</u> 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) <u>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</u></p>	<p>2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した構成員のうちから当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 評議員及び評議員会</u></p> <p>(評議員) <u>第29条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。</u></p> <p>2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。 3 評議員については、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」及び「評議員会」とあるのは、「評議員」及び「理事会」と読み替えるものとする。</p> <p>(評議員会) <u>第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。</u> 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。 4 評議員会については、第22条、第23条及び第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 役員は無報酬とする。</p> <p>2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>第7章 理事会</u></p>	
<p>(構成)</p> <p>第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	
<p>(権限)</p> <p>第31条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職</p>	
<p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>	
<p>(議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>	

改正案

改正前

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第38条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用す

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの現任構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、徳島県知事の許可を得なければ変更するこ

改 正 案	改 正 前
<p>る。</p> <p>(解散) <u>第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</u></p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) <u>第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p>(残余財産の帰属) <u>第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 公告の方法</u></p> <p>(公告の方法) <u>第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第12章 補 則</u></p> <p>(委任) <u>第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</u></p>	<p>とができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分) <u>第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれの現任構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、徳島県知事の承認があったときに解散する。</u> <u>2 この法人の解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれの現任構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、徳島県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 雑 則</u></p> <p>(委 任) <u>第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。</u></p>

改正案

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は伊藤晴夫、業務執行理事は西條浩三とする。

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	利付国庫債券 5億円

改正前

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立の許可のあった日（平成3年3月8日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第14条第2項及び第29条第2項の規定にかかわらず、別紙役員及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、理事及び監事にあつては平成4年3月31日まで、評議員にあつては平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の許可があった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

- 1 この変更は、徳島県知事の認可があった日（平成9年7月18日）から施行する。
- 2 現任の役員は、第14条及び第29条の規定にかかわらず、新たな役員が選出されるまでの間、その職務を引き続き行う。

役員及び評議員に関する報酬支給基準

平成25年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターの役員及び評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターにおける役員及び評議員は、すべて無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、公認会計士又は税理士が監事に就任した場合、一人あたり年額10万円以内とし、個別の年間報酬額については評議員会において決定する。

(報酬の支払方法等)

第3条 第2条第2項に基づく監事の報酬は、その金額を通貨で、直接監事に支払うものとする。ただし、法令に基づき監事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 監事が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 監事の報酬は、毎事業年度、定款第7条第1項に基づく理事会開催の日に支払うものとする。

(公表)

第4条 この基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第5条 この基準の改正は、評議員会の議決により行う。

附則

1 この基準は公益法人設立登記の日から施行する。